

**「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」の新旧対照表**

(令和2年4月1日改定)

この約款は、「特定口座約款」に集約されます。

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p><u>3</u> 申込者と当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、<u>その他関係法令</u>およびこの約款に定めがある場合を除き、「<u>証券振替決済口座管理約款</u>」等他の約款および他の規定の定めるところによるものといたします。</p> <p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</p> <p>第8条</p> <p>2 当行が支払いの取扱いをする前項の<u>投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち</u>、当行が当該<u>投資信託の収益分配金または公共債の利子</u>をその支払いをする者から受け取った後直ちに申込者に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。</p> <p>(特定口座の廃止)</p> <p>第15条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴い<u>申込者の特定口座は廃止されるものとします。</u></p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>④ (削除)</p> <p>④ <u>証券振替決済口座が解約されたとき</u></p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p><u>2</u> 申込者と当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、<u>諸法令</u>およびこの約款に定めがある場合を除き、「<u>投資信託受益証券等の保護預り約款</u>」、「<u>投資信託受益権振替決済口座管理約款</u>」、「<u>特定口座に係る上場株式等保管委託約款</u>」、「<u>保護預り規定兼振替決済口座管理規定</u>」および「<u>一般債振替決済口座管理規定</u>」等他の約款および他の規定の定めるところによるものといたします。</p> <p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 当行が支払の取扱いをする前項の<u>上場株式等の配当等のうち</u>、当行が当該<u>上場株式等の配当等</u>をその支払をする者から受取った後直ちに申込者に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当したときは、<u>この契約は解除されます。</u></p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ <u>申込者が第8条に定めるこの約款の変更に同意しないとき</u></p> <p>⑤ <u>振替決済口座・保護預り口座が解約されたとき</u></p>

改定後	改定前
<p>(約款の変更)</p> <p>第20条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</u></p> <p>2 前項によるこの約款の変更は、<u>変更を行う旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生時期（公表日から1ヶ月以上の相当期間を空けるものとします。）を、店頭表示、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</u></p> <p>3 前2項による変更は、<u>前項に基づき公表した効力発生時期から適用するものとします。ただし、お客さまの利益に適合する場合の本約款の変更にかかる周知については、変更の効力発生時期と同時または事後に行う場合もあります。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>令和2年4月1日改定</u></p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第8条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、<u>改定の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。</u></p> <p>2 前項の通知は、<u>改定の内容が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告等によって代えることがあります。</u></p> <p>3 第1項の通知または第2項の掲載・公告等が行われた後、<u>所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>平成28年1月1日改定</u></p>